

(質問)

地震保険の割引制度について教えてください。

(回答)

地震保険には住宅の免震・耐震性能に応じた4つの割引制度(免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引、建築年割引)があります。所定の確認資料を提出することにより、割引の適用を受けることができます(重複適用はできません)。

なお、所定の確認資料の取付には費用がかかる場合があります。

免震建築物割引

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく免震住宅について、地震保険の保険料を50%割り引く制度です。

耐震等級割引

住宅の耐震等級に応じて地震保険料を10%～50%割り引く制度です。

住宅の耐震等級とは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)又は国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)」の評価指針に基づく耐震等級をいい、それぞれの等級に応じ、次のように割引率が適用されます。

耐震等級	地震保険の保険料の割引率
耐震等級3	50%
耐震等級2	30%
耐震等級1	10%

耐震診断割引

地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(1981年6月1日施行)における耐震基準を満たす住宅について、地震保険の保険料を10%割り引く制度です。

《参考》

平成12年建設省告示第1652号に定める耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)

等級3	極めて稀に(数百年に一度程度。以下同じ。)発生する地震による力(建築基準法施行例第88条第3項に定めるもの。以下同じ。)の1.5倍の力に対して倒壊・崩壊等しない程度
等級2	極めて稀に発生する地震による力の1.2倍の力に対して倒壊・崩壊等しない程度
等級1	極めて稀に発生する地震による力に対して倒壊・崩壊等しない程度

建築年割引

1981年6月1日以降に新築された住宅について、割引の適用条件が確認できる書類を提出した場合に地震保険の保険料を10%割り引く制度です。

(問い合わせ)

連絡先 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぼADRセンター
 電話番号 0570-022808